

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049 <u>沿革 平成29年9月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(保険契約締結の申込みができる者等)</p> <p>第2条 保険契約の対象とすることを予定している輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売（以下「輸出等」という。）の実績があり、更に将来継続的かつ反復的に貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規程に同意する者は、保険契約の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、<u>保険契約の更改日の17月前からの1年間に保険契約に基づいて成立した保険関係の実績を勘案し、輸出契約等の相手方の分散について、てん補危険の分散が十分に図られていないと認められる場合、原則として保険契約の更改を行わない。</u></p>	<p>(保険契約締結の申込みができる者等)</p> <p>第2条 保険契約の対象とすることを予定している輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売（以下「輸出等」という。）の実績が<u>保険契約の締結予定日の17月前からの1年間で3億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に年間3億円以上の貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規程に同意する者は、保険契約の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、<u>次の各号に該当する場合、原則として保険契約の更改を行わない。</u></p> <p>一 <u>保険契約の更改日の17月前からの1年間に保険契約に基づいて成立した保険関係に係る保険価額の年間合計額（以下「付保実績」という。）が3億円未満である場合</u></p> <p>二 <u>付保実績における輸出契約等の相手方及び仕向国又は支払国の分散について、てん補危険の分散が十分に図られていないと認められる場合</u></p>	
<p>第3条～第14条 (略)</p>	<p>第3条～第14条 (略)</p>	
<p>(表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等)</p> <p>第15条 輸出契約等であって、代金の決済が契約額の表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、船積確定通知又は確定前通知を行う場合の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通知時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建て</p>	<p>(表示通貨と異なる通貨による決済条件付輸出契約等)</p> <p>第15条 輸出契約等であって、代金の決済が契約額の表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、船積確定通知又は確定前通知を行う場合の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通知時に、決済金額が確定していない輸出契約等は、表示通貨建て</p>	

新	旧	備考
<p>の契約として取り扱い、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、約款第29条第1項の通知を行うものとする。</p>	<p>契約として取り扱い、決済通貨で表示された決済金額が確定した場合は、約款第29条第1項の通知を行うものとする。</p>	
<p>第16条～第33条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>	<p>第16条～第33条 (略)</p>	
<p>別表 (略)</p>	<p>別表 (略)</p>	
<p>別紙様式 (略)</p>	<p>別紙様式 (略)</p>	